

年 月 日

保 護 者 様

福 山 市

(保健福祉局ネウボラ推進部保育指導課)

食物アレルギーのある児童の給食について

保育所（園）等における食物アレルギーのある児童の給食については、医師の診断・指導に基づいて可能な範囲でアレルギーの原因食品を除き、代替食を提供しています。

つきましては、医師の指示を基に家庭と施設が連携し、対応するため、次のとおり御協力をお願いします。

- 1) 福山市が定めた食物アレルギー指示書を持って医療機関を受診し、指示内容を記入してもらってください。
- 2) 食物アレルギー対応食依頼書（切り取り線以下）を記入し、指示書と一緒に施設へ提出してください。

※施設では、食物アレルギー指示書に基づき保護者と施設職員が話し合い、可能な範囲で実施します。

※食物アレルギー指示書に記入してある次回受診予定月（未記入の場合は受診日より1年後）には受診し、再度、食物アレルギー指示書を提出してください。

※食物アレルギー対応が全て不要となった場合は、食物アレルギー指示書（医師が除去食中止にチェックしたもの）を添えて施設に提出してください。

※食物アレルギー指示書については有料です。

----- 切 り 取 り 線 -----

年 月 日

食物アレルギー対応食依頼書

みどりこども園園長 様

保 護 者 名

児 童 名

食物アレルギーのため、別紙のとおり医師の指示がありましたので、給食についての配慮をお願いします。